

津波注意報・津波(大津波)警報への対応について

令和6年4月9日
掛川市教育委員会

津波注意報・津波(大津波)警報発表時において、学校は下記のとおり対応することとします。

記

1 「津波注意報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

基本的には、平常通りの学習活動や登下校とする。いつでも避難できる準備を整えておいたり、情報を収集しておいたりする。

2 「津波(大津波)警報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

| 活動時間帯 | 対応の内容 |
|----------------------------|---|
| (1) 学校活動時間外の対応(学校の休業日や登校前) | ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、登校させない。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。 |
| (2) 学校活動時間内の対応 | ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、学習活動を停止し、学校防災計画にしたがって、児童生徒を避難場所に迅速かつ安全に避難させることを基本とする。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で、平常通りの活動を再開する。 ウ 終業時刻以降も津波(大津波)警報が解除されない場合は、 <u>児童生徒を避難場所に留め置く。</u> エ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 オ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>避難場所に留め置く。</u> |
| (3) 登校中・下校中の対応 | ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、現在いる場所から最も近い緊急避難建物や高台に避難をする。学校や家庭で、登下校中に避難する緊急避難建物や高台を確認しておく。 イ 津波(大津波)警報が解除されない場合は、児童生徒は緊急避難建物や高台に待機する。 ウ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 エ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>緊急避難建物や高台に待機する。</u> |

※上記の(2)ウエオ、(3)の対応は、静岡県第4次地震被害想定における「津波浸水域在住の児童生徒、保護者」を対象とすることを基本とする。

台風等による気象情報等への対応について

令和6年4月9日
掛川市教育委員会

1 掛川市に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

(1) 登校前時（在宅時）

| 台風等の気象情報 | 家庭の対応 |
|---|-----------------------------|
| 登校前に特別警報が発表された場合 | 自宅待機とする。 (判断時刻は各校で設定する。) |
| 午前10時までに特別警報が解除された場合 【 <u>引き続き警報が発表されている場合は2</u> 】 | 解除された時点で登校する。 |
| 午前10時の段階で特別警報が引き続き出ている場合 | 休校とする。 |

(2) 在校時

| 台風等の気象情報 | 学校の対応 |
|-----------------------------|--|
| 登校後に特別警報が発表された場合 | 平常通り授業を行うことを原則とし、気象情報に注意する。 |
| 気象状況により、特別警報が出されることが予想される場合 | 各中学校区の小中（必要に応じて保、幼、幼保も）で連絡をとりながら、校長の判断により、安全を確保し、早めに下校させる。 |

(3) 下校時

| 台風等の気象情報 | 学校の対応 |
|--|-------------------------------|
| 終業時刻以前に特別警報が解除された場合 【 <u>引き続き警報が発表されている場合は2</u> 】 | 安全を確認し、下校させる。 |
| 終業時刻以降も特別警報が解除されない場合 | 安全第一を考え、原則として学校待機とし、保護者に引き渡す。 |

2 掛川市に暴風警報、大雨警報が発表された場合

(1) 登校前時（在宅時）

| 台風等の気象情報 | 家庭の対応 |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 登校前に <u>両方の警報</u> が発表された場合 | 自宅待機とする。 (判断時刻は各校で設定する。) |
| 午前 10 時まで <u>にどちらかの警報</u> が解除された場合 | 解除された時点で登校する。 |
| 午前 10 時の段階で <u>両方の警報</u> が引き続き出ている場合 | 休校とする。 |

(2) 在校時

| 台風等の気象情報 | 学校の対応 |
|---------------------------------------|--|
| 登校後に <u>両方の警報</u> が発表された場合 | 平常通り授業を行うことを原則とし、台風等の気象情報に注意する。 |
| 気象状況により、 <u>両方の警報</u> が出されることが予想される場合 | 各中学校区の小中（必要に応じて保、幼、幼保も）で連絡をとりながら、校長の判断により、安全を確保し、早めに下校させる。 |

(3) 下校時

| 台風等の気象情報 | 学校の対応 |
|--------------------------------|--|
| 終業時刻以前に <u>どちらかの解除</u> がされた場合 | 安全を確認し、下校させる。 |
| 終業時刻以降も <u>両方の警報</u> が解除されない場合 | 安全第一を考え、「学校待機とし、保護者に引き渡す」「教師引率による集団下校」等の対応をする。 |

3 1、2 以外の緊急時の場合

(1) ①暴風警報、大雨警報のどちらか 1 つの場合、②暴風警報、大雨警報以外の警報が発表されている場合などで危険が想定される場合

「掛川市立小学校及び中学校の管理規則」第 5 条に基づき、校長の判断により、適切な対応をする。この際、「**各中学校区の小中学校で統一する**」「必要に応じて保・幼・こども園等と調整を図る」「速やかに教育委員会に報告する」「給食の対応をする」を基本とする。

※ 1、2、3 すべてにおいて、市教育委員会が市校長会と協議により対応を決定する場合もある。

※ 気象警報が上記基準に達していなくても、市から市民に対して「**高齢者等避難**」「**避難指示**」が発令された場合の対応は次頁のとおりとする。

(2) 学区内の行政区に「**高齢者等避難**」が発令された場合の対応

| | |
|-----|---|
| 登校前 | <p>【気象及び災害の状況が好転する又は大きく悪化しないと見込まれる場合】</p> <p>① 自校周辺の気象及び災害に関する情報を注視し、校内や通学路の安全確認を行うなど児童生徒の安全を最優先した上で、登校時刻を判断する。</p> <p>② 登校時に通学路での見守りを行うなど、児童生徒が安全・安心に登校できるよう配慮する。</p> <p>【気象及び災害の状況が大きく悪化すると見込まれる場合】 下記(3)のとおり</p> |
| 在校時 | 保護者への引渡し、又は、安全を確保して早めに下校 |

(3) 学区内の行政区に「**避難指示**」が発令された場合の対応

| | | |
|-----|--|------------------------------------|
| 登校前 | 自宅待機 | |
| | <p>【午前 10 時までに解除された場合】</p> <p>①気象情報が発表されている →上記 1 (1) または 2 (1) のとおり</p> <p>②気象情報が発表されていない →解除された時点で登校</p> | <p>【午前 10 時までに解除されない場合】 休校</p> |
| 在校時 | 安全第一を考え、原則として学校待機とし、保護者に引き渡す | |

【参考】拘束力（右側ほど強い） 【高齢者等避難】 < 【避難指示】 < 【緊急安全確保】

○高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況で、市町村長から避難に時間のかかる高齢者、障がいのある人などや避難支援者等に対して発令され、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。また、それ以外の方についても情報収集に努め、避難に備えるタイミングとなる。

○避難指示

災害が発生するおそれが高い状況で、市町村長から災害リスクのある区域等の居住者等に対して発令され、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

○緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、市町村長からいまだ危険な場所にいる居住者等に対して発令され、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況をその市町村が必ず把握することができるとは限らない等のことから、本情報は必ず市町村長から発令される情報ではない。

気象庁

5段階の警戒レベルと防災気象情報

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 市町村の対応 | 気象庁等の情報 | 相当する警戒レベル |
|-------------------------------|--|--|--|-----------|
| 5 | 命の危険 直ちに安全確保! すでに安全な避難ができます。命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。 | 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない | 大雨特別警報 氾濫発生情報 | 5相当 |
| <警戒レベル4までに必ず避難!> | | | | |
| 4 | 危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。 | 避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置) | 土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報 | 4相当 |
| 3 | 危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じ、首段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制) | 大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報 | 3相当 |
| 2 | 自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。 | 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置) | 大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 | 2相当 |
| 1 | 災害への心構えを高める | 心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認 | 早期注意情報 (警報級の可能性) | 2相当 |

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

静岡県

土砂災害危険度情報

| | レベル | 状況 | 目安 |
|---|-----|-----------------|--------|
| 黄 | 1 | 3時間以内に基準に達すると予想 | 避難の準備 |
| 橙 | 2 | 2時間以内に基準に達すると予想 | 高齢者等避難 |
| 赤 | 3 | 1時間以内に基準に達すると予想 | 避難指示 |
| 紫 | 4 | 現在基準に達している | - |

地震・津波の出動基準について

【 R4. 4～】

| 地震・津波 | | 掛川市 | 市民 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|---|------------------------------|----|--|--------|-----|------|-----|--------------|-----|-------|--------|------|-----|------------------|-------|--------------|---|-------|---------------|------|---|------------------|--|------|--|-------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき | 津波注意報 (0.2～1.0m) が発表されたとき | <p>事前配備体制 【参集者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班長・副班長</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>管理調整担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>情報担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>大東支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大須賀支所</td> </tr> </tbody> </table> <p>事前配備体制 【参集者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班長・副班長</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>管理調整担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>情報担当、広報・市民担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>土木担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>農林担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>福祉・ボランティア・遺体措置担当</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>大東支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大須賀支所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1</p> | 班長・副班長 | 担当 | | 管理調整担当 | - | 情報担当 | - | 大東支所 | | 大須賀支所 | 班長・副班長 | 担当 | | 管理調整担当 | - | 情報担当、広報・市民担当 | - | 土木担当 | - | 農林担当 | - | 福祉・ボランティア・遺体措置担当 | - | 大東支所 | | 大須賀支所 | 津波注意報の場合は 沿岸付近にいる人は 避難指示 により避難 |
| 班長・副班長 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理調整担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 情報担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 大東支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大須賀支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 班長・副班長 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理調整担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 情報担当、広報・市民担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 土木担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 農林担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 福祉・ボランティア・遺体措置担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 大東支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大須賀支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度4 を観測する地震を覚知したとき | | <p>事前警戒体制 【参集者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班長・副班長</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>管理調整担当</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務担当</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>情報担当、広報・市民担当</td> </tr> <tr> <td>土木班</td> <td>土木担当</td> </tr> <tr> <td>農林商工班</td> <td>農林担当</td> </tr> <tr> <td>福祉班</td> <td>福祉・ボランティア・遺体措置担当</td> </tr> <tr> <td>南部対策班</td> <td>大東支所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大須賀支所</td> </tr> <tr> <td>津波警報の場合 ※2</td> <td>+</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大東・大須賀の該当支部員</td> </tr> </tbody> </table> | 班長・副班長 | 担当 | | 管理調整担当 | 総務班 | 総務担当 | 情報班 | 情報担当、広報・市民担当 | 土木班 | 土木担当 | 農林商工班 | 農林担当 | 福祉班 | 福祉・ボランティア・遺体措置担当 | 南部対策班 | 大東支所 | | 大須賀支所 | 津波警報の場合 ※2 | + | | 大東・大須賀の該当支部員 | <p>避難指示 により避難</p> <p>市民への情報提供</p> | | | | |
| 班長・副班長 | 担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理調整担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務班 | 総務担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報班 | 情報担当、広報・市民担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木班 | 土木担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農林商工班 | 農林担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉班 | 福祉・ボランティア・遺体措置担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南部対策班 | 大東支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大須賀支所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報の場合 ※2 | + | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大東・大須賀の該当支部員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度5弱以上 を観測する地震を覚知したとき | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき | <p>災害対策本部 【参集者】 全職員</p> | <p>避難指示 により避難</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 (3.0～10.0m) が発表されたとき | <p>災害対策本部 【参集者】 全本部員 大東・大須賀の該当支部員※2</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

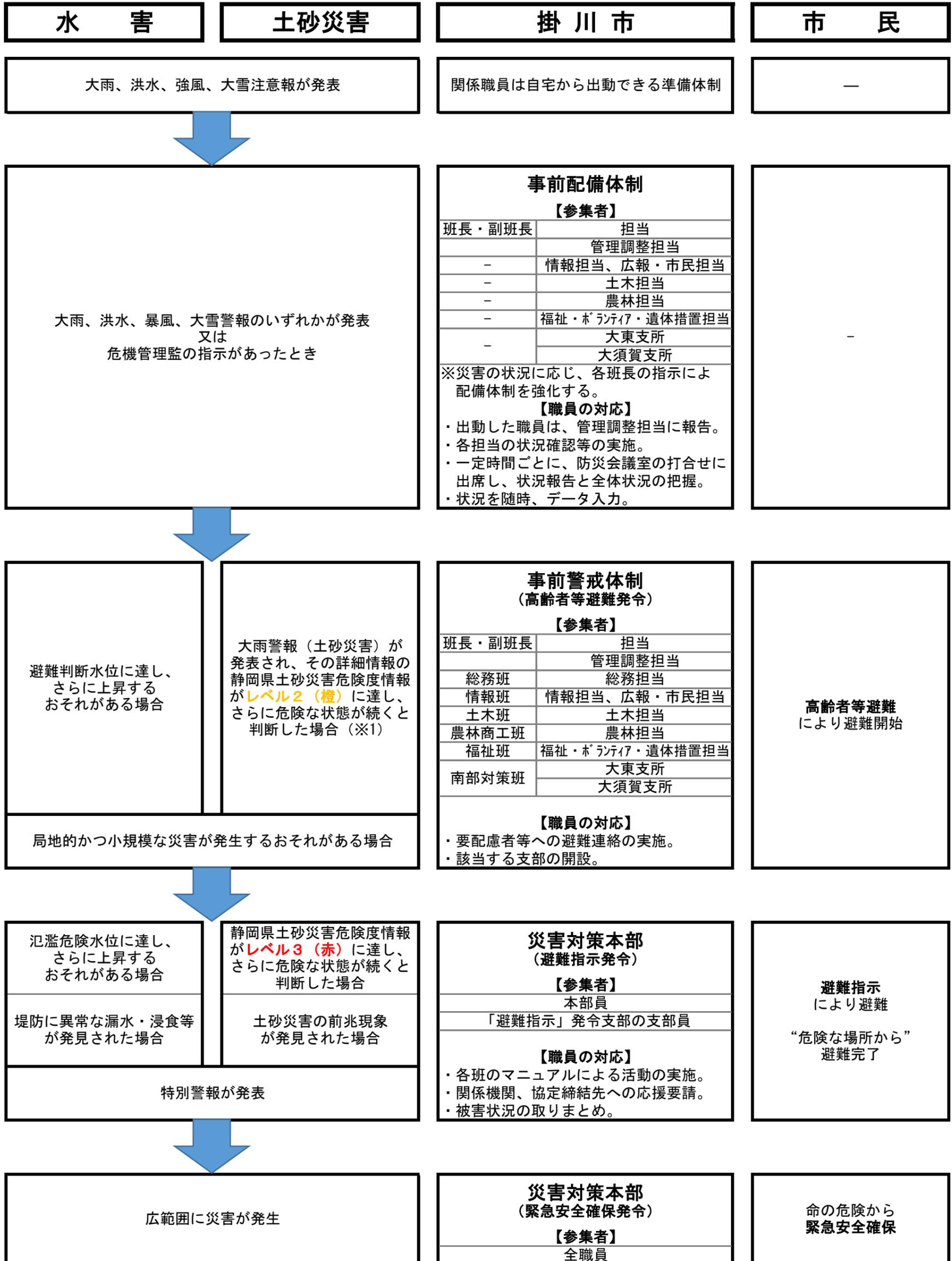
※1 災害の状況に応じ、各班長の指示により、配備体制を強化する。

※2

| |
|----------------|
| 千浜小学校支部 |
| 大浜中学校支部 |
| 横須賀高校支部 |
| 大淵小学校支部 |
| 横須賀小学校支部 |
| 大淵農村環境改善センター支部 |
| 大須賀中央公民館支部 |
| 三五教支部 |
| 南体育館支部 |

災害（水害・土砂災害）時の出動基準について

【R5.4～】



(※1) 静岡県土砂災害危険度情報は、静岡県統合基盤地理情報システムGISの土砂災害警戒情報で確認する。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校対応

静岡県教育委員会健康体育課

1 概要

令和元年 5 月より、気象庁では、南海トラフ沿いで発生した地震などの異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、その発表条件に応じて対象地域の住民（静岡県は県内全域）は防災対応をとることが求められています。

静岡県教育委員会では、国及び静岡県の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の学校の対応例を策定しました。各学校の実情に応じた対応をお願いいたします。

2 南海トラフ地震臨時情報の発表条件

| 南海トラフ地震臨時情報 | | |
|-------------|--------|--|
| キーワード | 調査中 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| | 巨大地震警戒 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 |
| | 巨大地震注意 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 |
| | 調査終了 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

3 一般的な防災対応の流れ

参考資料 1 「南海トラフ地震-その時の備え-」参照

4 学校における防災対応の留意事項

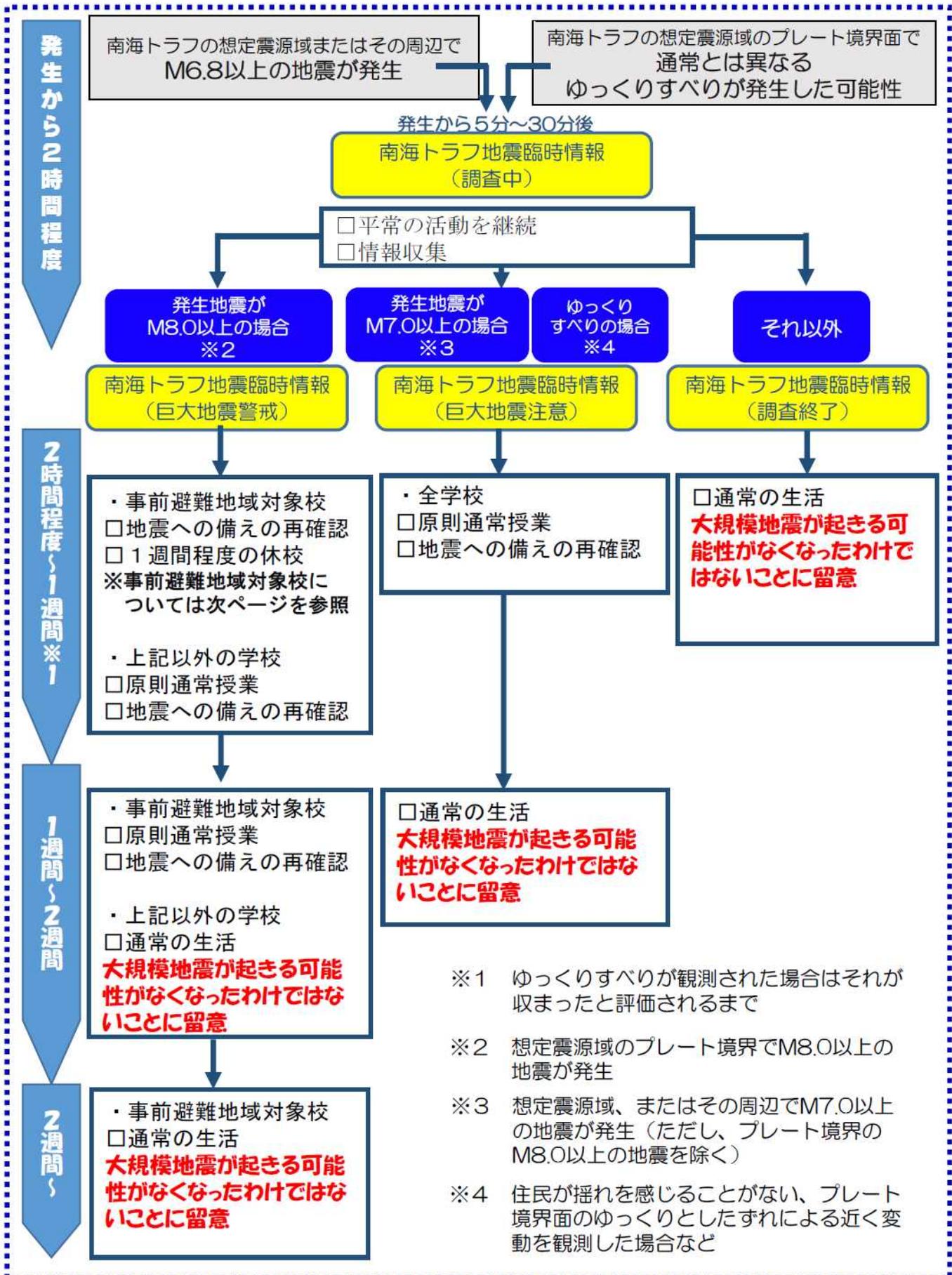
| 計画に記載すべき留意事項 | 個別の留意事項 |
|--|--|
| ○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について作成計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 | ○ 事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。 |

(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」抜粋 H31.3)

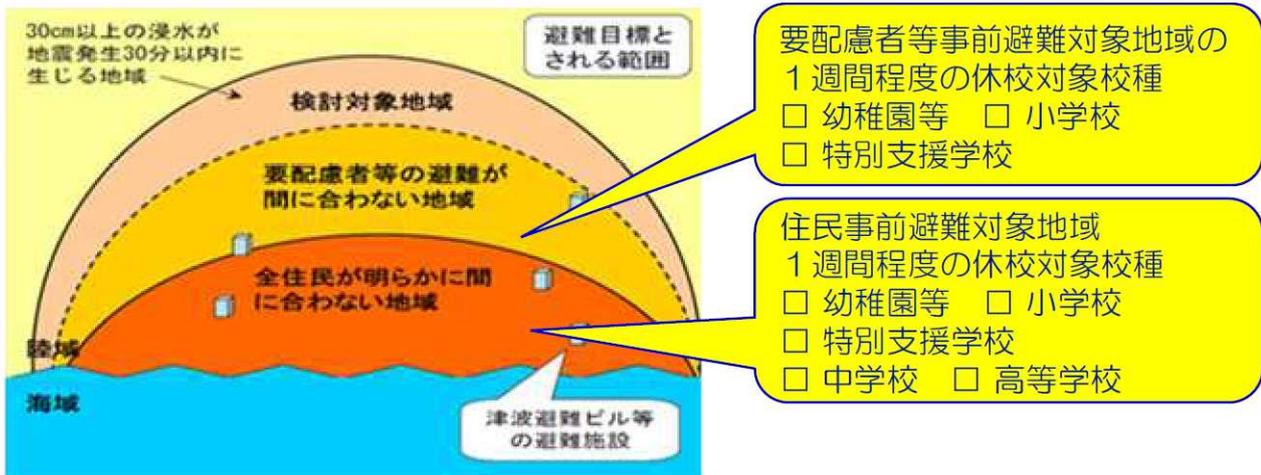
5 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応（例）

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ（例）

※学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要



【事前避難地域に位置する対象校の考え方】



事前避難対象地域（要配慮者等事前避難対象地域・住民事前避難対象地域）は各市町が指定します。津波浸水域に位置する学校は必ず所在する市町防災担当課へ確認してください。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応（例）

| 実施項目 | 実施者 |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業 | |
| <input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |
| <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域の学校対応例）

| 実施項目 | 実施者 |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 授業中止（1週間程度の休校）の決定 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |
| <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |
| <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認 | <input type="checkbox"/> 全職員 |
| (集団下校する場合) | |
| <input type="checkbox"/> 集団下校班の編成 | <input type="checkbox"/> 児童生徒班 |
| <input type="checkbox"/> 集団下校路の確認 | <input type="checkbox"/> 児童生徒班 |
| <input type="checkbox"/> 保護者への休校及び集団下校の連絡 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |
| (引渡しをする場合) | |
| <input type="checkbox"/> 保護者への休校及び引渡し場所の連絡 | <input type="checkbox"/> 保護者対応班 |
| <input type="checkbox"/> 保護者引き渡し時の身元確認 | <input type="checkbox"/> 保護者対応班 |
| <input type="checkbox"/> 保護者引き渡し後状況把握 | <input type="checkbox"/> 保護者対応班 |

(4)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域以外の学校対応例）

| 実施項目 | 実施者 |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員 |

(5)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校の対応（例）

| 実施項目 | 実施者 |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員 |

(6) 地震への備えの再確認事項（例）

| 日頃の備え | 再確認事項 | 確認方法または確認者 |
|---------------|---|--|
| 地震災害への対応 | <input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡（内容・方法・タイミング） | <input type="checkbox"/> マニュアル等で教職員の共通理解 |
| 持出品や備蓄品、機材の確認 | <input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの | <input type="checkbox"/> 施設管理班による安全点検 |
| 児童生徒の安全 | <input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具、窓ガラスなどの非構造部材 <input type="checkbox"/> 収納棚などの転倒防止対策 | <input type="checkbox"/> 各班で確認 |

(6)「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の対応（例）

| 実施項目 | 実施者 |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 （大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意） | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- 屋内にいる場合
 - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- 屋外にいる場合
 - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
- 近くに建物がない場合
 - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取ること

ミサイルが落下した場合

- 屋内にいる場合
 - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- 屋外にいる場合
 - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する

参考: 国民保護ポータルサイト

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・ Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の判断について

北朝鮮からミサイルが発射された場合、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

ミサイルが発射された場合

始業前

- ・ 登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・ 授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・ 登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・ 電車やバス(乗合バス)に乗りしている場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・ スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗りしたまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・ 教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・ 屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ぶおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・ 課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・ 安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・ 引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する